

外国雑誌センター館電子的資料収集に関する申し合わせ

改正 令和2年7月1日
外国雑誌センター館決定

第1条 この申し合わせは、各系外国雑誌センター館資料収集方針に共通する電子的資料収集に関し、特に必要な事項を申し合わせる。

第2条 選定にあたっては、特に次の点に留意する。

- 一 契約条件として、ILLによる他大学機関等へ論文の提供及びウォークインユーザーによる利用が可能であること。
- 二 国内での利用が見込まれるものであること。

第3条 パッケージでの契約を行う場合は、さらに次の点にも留意する。

- 一 パッケージの選定にあたってはセンター館間で調整を行うこと。
- 二 各系の収集方針で定める収集分野のタイトルが少なくとも半分以上含まれていること。
- 三 国内のパッケージ契約実績が少ないこと。
- 四 契約が終了した場合でも、可能な限り購読分のアクセスが保証されていること。
- 五 一般の利用者のペイ・パー・ビューでの入手費用がILLでの入手費用を上回ること。

第4条 電子的資料は冊子体と比べて所蔵館数の把握が困難なため、購読後の中止判断は利用状況等による。